

令和5年度介護サービス事業者説明会

運営指導における主な 指摘事項等について

浜松市健康福祉部介護保険課

○

○

【全サービス共通】 指摘事項（運営基準関係）

○

○

事例①：職員の兼務について

問題の状況

兼務職員の職種ごとの勤務実態が不明確であった。

具体的な事例

- ・有料老人ホームに併設する通所介護事業所で、有料老人ホーム及び通所介護事業所の双方に従事する職員について、有料老人ホームに勤務する時間と通所介護事業所に勤務する時間が明確になっていない。
- ・看護師の資格を有する職員が看護職員と機能訓練指導員に従事しているが、職種ごとの勤務時間が明確になっていない。

事例①：職員の兼務について

指導内容

施設（事業所）ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

【参考】勤務表作成例

職種	職員	1日	2日	3日	4日	5日
介護職員	●● ●●	①	①	①	①	①
介護職員	■ ■ ■ ■	②	②	②	②	②
看護職員	★★ ★★	②	②	②	②	②
機能訓練指導員	★★ ★★	③	③	③	③	③

①8:00-17:00

②8:00-15:00

③15:00-17:00

兼務職員の職種ごとに勤務時間を明確にすること。

※管理者兼介護職員等、同時一体的な配置が認められている職種についてはこの限りではありません。

事例②：個別サービス計画の作成

問題の状況

個別サービス計画の作成にあたり、利用者への計画の説明及び同意が遅れている事例があった。

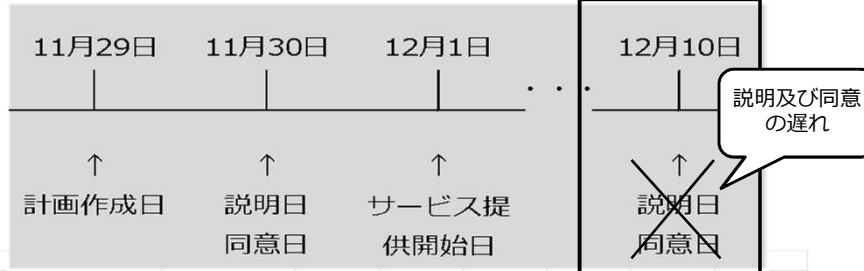
具体的な事例

- ・サービス利用開始前に個別サービス計画を作成していたが、利用者への説明及び同意を得ないままサービスの提供を開始していた。
- ・サービス利用開始日よりもあとに個別サービス計画を作成し、同意を得ていた。

指導内容

個別サービス計画の作成に当たっては、遅延することなく利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付すること。

事例②：個別サービス計画の作成



別紙様式 3-4

【(地域密着型) 通所介護計画書】

作成日: 年 月 日	前回作成日: 年 月 日	初回作成日: 年 月 日
ふりがな 氏名	性別	大正 / 昭和 年 月 日生 歳
障害高齢者の日常生活自立度: 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2		認知症高齢者の日常生活自立度: 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M
要介護度		計画作成者: 職種:

当該計画に基づくサービスの提供前に当該計画の説明をし、同意を得ること。

5

※サービス提供内容の設定にあたっては、長期目標・短期目標として設定した目標を達成するために必要なプログラムとなるよう、具体的に設定すること。
※本人の希望(加算(II))を尊重する場合は、★が記載された欄等において必要の情報を記入すること。

利用者・家族に対する本計画の説明者及び同意日	
説明者	説明・同意日
	年 月 日

(地域密着型) 通所介護 ○○○ 千000-0000 住所: ○○県○○市○○ 00-00 管理者:
事業所No. 0000000000 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000

事例③：研修の実施

問題の状況

職員等の資質向上のための研修の実施状況が確認できなかった。

具体的な事例

- ・研修時に使用した資料等を処分してしまっていた。
- ・研修内容や出席者等に係る記録がなかった。

指導内容

事業者は、職員等の質の向上を図るため、研修の機会を確保すること。

研修を実施したら、研修内容や出席者等について確認できるようにしておいてください。

事例④：変更届

問題の状況

変更届が提出されていなかった。

具体的な事例

- ・運営規程に記載のある食費について変更したが、届け出ていなかった。
- ・管理者の住所が変わったが、届け出ていなかった。
- ・サービス提供責任者を変更したが、届け出ていなかった。
- ・協力医療機関を変更したが、届け出ていなかった。

指導内容

届出が必要な事項について変更したときは、10日以内にその旨を市長に届け出ること。

届出が必要な事項については、ホームページに掲載されている「変更届出チェックリスト」を御確認ください。

事例⑤：領収証

問題の状況

領収証が交付されていなかった。

具体的な事例

- ・口座引落の利用者に対して、領収証が交付されていなかった。
- ・領収証の作成に当たり、費用ごとに区分して記載していなかった。

指導内容

事業者は、サービスの提供に要した費用について、その支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付すること。
また、領収証は、利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護報酬）の額及び食材料費の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれの費用ごとに区分して記載すること。

【全サービス共通】 指摘事項（報酬関係）

事例①：サービス提供体制強化加算

問題の状況

サービス提供体制強化加算の算定に当たり、職員の割合について、要件を満たすことが確認できる記録がなかった。

具体的な事例

- ・ 算定開始年度を除き、職員の割合について算出していなかった。
- ・ 職員の割合を実人数で算出し、管理していた。
- ・ 職員の割合を月ごとに算出していたが、算定要件である「前年度（3月を除く）の平均」を算出していなかった。

○

○

事例①：サービス提供体制強化加算

指導内容

サービス提供体制強化加算の要件を満たす挙証資料として、算定要件となる職員の割合を算出し記録をしたものを保管しておくこと。

【参考】 挙証資料の例

サービス提供体制強化加算管理表(令和n年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	平均
全職員(常勤換算)	5.2	5.1	4.9	5.1	4.9	5.2	5.1	4.9	4.9	4.9	5.1	55.3	5.0
介護福祉士(常勤換算)	2.4	2.4	3.1	2.9	3.3	3.1	3.1	3.1	3.1	3.2	3.3	33	3.0
													60%
サービス提供体制強化加算管理表(令和n+1年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	平均
全職員(常勤換算)	5.1	5.2	5.2									15.5	1.4
介護福祉士(常勤換算)	2.5	2.6	2.6									7.7	0.7
													50%

○

○

【多機能・施設系サービス】 指摘事項

事例①：身体的拘束

問題の状況

身体的拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていなかった。

具体的な事例

・身体的拘束等の適正化のための指針に「入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」が盛り込まれていなかった。

指導内容

身体的拘束等の適正化のための指針には次のような項目を盛り込むこと。

- ・ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ・ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【通所系サービス】 指摘事項

事例①：（地域密着型）通所介護における個別機能訓練加算

問題の状況

3か月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で訓練内容の見直しを行っていることが確認できなかった。

具体的な事例

- ・利用者の居宅を訪問した月日が記録されていなかった。
- ・利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した記録がなかった。

指導内容

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定するに当たり、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、A D L、I A D L等の状況）を確認した上で、利用者又は家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直し等を行うこと。

【訪問系サービス】 【居宅介護支援・福祉用具】 指摘事項

事例①：特定事業所加算

問題の状況

特定事業所加算の算定に当たり、介護支援専門員（訪問介護員等）ごとの個別具体的な研修の研修計画を作成されていることが確認できなかった。

具体的な事例

・対象となる職員全員について、一律に同じ目標の研修計画を設定していた。

指導内容

特定事業所加算の算定に当たっては、介護支援専門員（訪問介護員等又はサービス提供責任者）について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。

事例②：居宅介護支援の業務

問題の状況

- ・居宅介護支援の提供にあたって、前6月に作成された居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護が全サービスに占める割合及びこれらのサービスを同一事業者が占める割合についての文書が交付されていなかった。
- ・居宅介護支援の提供の開始時に、利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めること及び利用者は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて口頭での説明のみになっていた。

指導内容

- ・居宅介護支援の提供にあたっては、前6月に作成された居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護が全サービスに占める割合及びこれらのサービスを同一事業者が占める割合についての文書を交付し、説明を行い、利用者からの署名を得ること。
- ・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができることや、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等について文書を交付して説明を行うこと。

○ 運営基準減算の対象となるため要注意

事例③：訪問介護における初回加算

問題の状況

初回の訪問介護計画書の作成及びサービス提供責任者の訪問記録が確認できないにも関わらず初回加算を算定している事例が見られた。

具体的な事例

- ・訪問介護計画を作成しないまま訪問し、サービスを提供していた。
- ・サービス提供責任者が同行訪問した旨を記録していなかった。

指導内容

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行うか、その他の訪問介護員等に同行した場合に算定できるものであり、サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合には、同行訪問した旨を記録すること。
なお、要件を満たさずに算定していたものについては、報酬返還すること。

事例④：福祉用具の消毒

問題の状況

- ・福祉用具の消毒を他事業所に委託しているが、委託契約が締結されていなかった。
- ・受託事業者の保管・消毒業務の実施状況についての定期的な確認と、その結果等の記録が無かった。

具体的な事例

- ・委託先の事業者との契約に当たって、委託業務の範囲や遵守すべき事項等について、文書により取り決めをしていなかった。
- ・委託先の事業者の業務の実施状況について、定期的に確認していなかった。
- ・委託先の事業者の業務の実施状況について、定期的に確認していたが、結果の記録を作成していなかった。

○

○

事例④：福祉用具の消毒

指導内容

- ・福祉用具の保管又は消毒を委託する場合は、委託契約を締結において、次に掲げる事項を文書により取り決めること。

- イ 当該委託等の範囲
- ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ハ 委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
- ニ 指定事業者が委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- ホ 指定事業者が委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
- ヘ 受託者等が実施した委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ト その他必要事項

- ・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。

【地域密着型サービス】 指摘事項

○

○

事例①：運営推進会議（介護・医療連携推進会議）

問題の状況

- ・運営推進会議における報告等の記録が作成されていなかった。
- ・運営推進会議の議事録を公表していなかった。

具体的な事例

- ・運営推進会議を開催していたが、議事録を作成していなかった。
- ・運営推進会議を開催し、議事録を作成していたが、議事録を事務室に保管していた。
- ・運営推進会議を開催し、議事録を公表していたが、最新のものではなかった。

○

○

事例①：運営推進会議（介護・医療連携推進会議）

指導内容

地域密着型サービス事業者は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

「公表」とは・・・

- ・事業所の入口付近に掲示
- ・ファイリングの上、受付に配架
- ・自社ホームページでの公開 等

利用者や利用者家族の他に、地域住民等も議事録を閲覧できる状態にしておいてください。